

## 高額障害福祉サービス等給付費等 Q&A

Q1	郵送でも手続きはできますか？
A1	可能です。申請書等を同封して郵送してください。記入不備や不明点があった場合は、市から連絡させていただくほか、追加で書類提出をお願いすることもあります。
Q2	領収書等をなくしてしまいました。申請できますか？
A2	利用者負担額として支払った額の確認ができないため、原則として領収の事実があったことを証する書類を事業所から再発行してもらってください。再発行が困難な場合は、提出いただいたもののうち、利用者負担額の確認がとれた分についてのみ支給対象とします。 <u>（領収書等の提出のない分については、利用者負担額の合計に含めません。また、後から提出された場合につきましても、該当月分の追加での対応ができませんので、ご容赦ください。）</u>
Q3	障害福祉サービスと地域生活支援サービスを利用しています。利用者負担額の合算対象となりますか？
A3	日中一時支援、移動支援等の地域生活支援サービスは合算対象になりません。
Q4	夫が介護保険サービスのみを利用していて、妻は障害福祉サービスのみを利用しています。利用者負担額の合算対象となりますか？
A4	障害福祉サービスと介護保険サービスを利用している人が異なる場合は、合算対象になりません。
Q5	ゆうちょ銀行を振込先に指定することは可能ですか？
A5	可能です。ただし、振込用の店名・預金種目・口座番号は通帳記載のものとは異なりますので、ご確認の上、申請してください。 （わからない場合は、ゆうちょ銀行に直接ご確認ください。）
Q6	申請するのを忘れていました。何年前の分まで申請できますか？
A6	5年前の分（サービスの利用月から62か月間）まで申請できます。